

医療費の増加が危機を招く 小郡市の国民健康保険(国保)

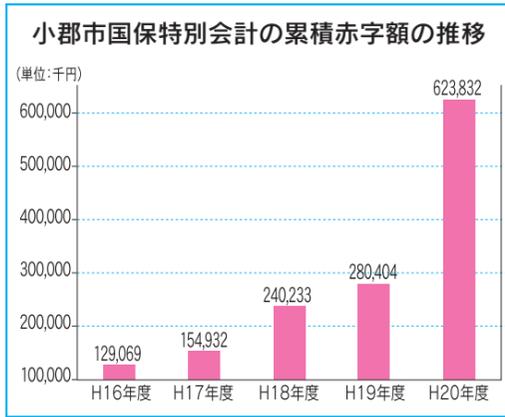
国民健康保険財政のしくみ

国民健康保険(国保)事業は特別会計を設けて経理しています。
他の会計とは異なり、国民健康保険加入者の医療費などの支出状況に応じて、歳出に見合った歳入を確保する必要がありますが、歳入が少ないうえに歳出を抑えることができないという性質をもっています。
その歳入の大きな財源は、国保加入者から納めていただく国保税や国からの補助金・交付金等になります。



危機的な財政状況

広報3月号および4月号でもお知らせしましたとおり、一人あたりの医療費は増加の一途をたどり、そのことは国保特別会計上、危機的な財政状況を生み出す結果に繋がっています。
国保特別会計では平成16年度より財源不足から赤字が発生していますが、平成20年度決算で累積赤字額は約6億2千万円となっています。

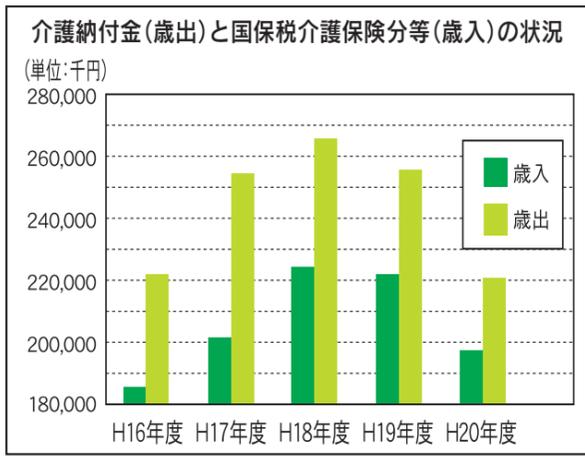


国保税における介護保険分について

平成12年度より始まった介護保険制度では、40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となりました。
介護保険第2号被保険者の国保税介護保険分は、「社会保険診療報酬支払基金」に「介護納付金」として支払い、その後、支払基金から市の介護保険特別会計へ再分配されます。
介護納付金の額は、その年度の介護

赤字解消のために平成16年度以降では平成18年度に国保税医療保険分、介護保険分の税率を改定しましたが、赤字解消には全く至っていないのが現状です。

この赤字分は毎年、翌年度の予算から繰上充用(前借り)で補てんしてきましたが、このままでは国保特別会計は財政破綻になりかねません。
今必要とすることは、緊急に国保特別会計の財政安定化を図ることです。



給付費の見込総額や、各医療保険の第2号被保険者の見込数によって毎年変動します。
小郡市の国保における介護納付金(歳出)と国保税介護保険分等(歳入)との関係は、左のグラフのとおり毎年歳出(介護納付金)に見合った歳入(国保税介護保険分等)を確保することができておらず、平成20年度決算で累積赤字額は約2億2千万円となっています。

国民健康保険税の税率が改定されます

広報「おごおり」において、国保の医療費及び財政状況等をシリーズで紹介してきましたが、小郡市の国保財政は、毎年増え続ける医療費等(歳出)に対して歳入が追いつかず、多額の累積赤字を抱えた危機的な状況にあります。
こうした現状を踏まえ、国保財政の安定化を図るため、平成22年度から国保税の税率等を改定することになりました。

所得の申告を忘れずに!

所得の申告をされないと、正しい国保税の算定ができません。国保の加入者及び加入者の世帯主(軽減等の計算に必要)は必ず申告を行いましょ。

◆平成22年度国民健康保険税の算定表

課税分類	課税区分	用語の解説	小郡市		県南平均 (小郡市を除く9市) 平成21年度
			平成22年度	平成21年度	
医療保険分 (0歳~75歳未満)	① 所得割	世帯の加入者の前年所得に応じて計算(前年所得-33万円)	7.50%	7.10%	7.51%
	② 均等割	世帯の加入者一人当たりの額	23,000円	21,000円	21,700円
	③ 平等割	世帯ごとの定額保険税	23,000円	23,000円	23,789円
	医療保険分合計額 ①+②+③				
最高限度額			50万円	47万円	
後期高齢者支援金分 (0歳~75歳未満)	① 所得割	世帯の加入者の前年所得に応じて計算(前年所得-33万円)	2.50%	1.90%	2.48%
	② 均等割	世帯の加入者一人当たりの額	7,000円	7,000円	6,989円
	③ 平等割	世帯ごとの定額保険税	7,000円	5,800円	5,889円
	後期高齢者支援金分合計額 ①+②+③				
最高限度額			13万円	12万円	
介護保険分 (40歳~65歳未満)	① 所得割	世帯の加入者の前年所得に応じて計算(前年所得-33万円)	2.30%	1.10%	2.03%
	② 均等割	世帯の加入者一人当たりの額	7,000円	6,300円	9,633円
	③ 平等割	世帯ごとの定額保険税	7,000円	3,700円	5,556円
	介護保険分合計額 ①+②+③				
最高限度額			10万円	10万円	

◎小郡市を除く9市の中には、これ以外に資産割(固定資産税の平均8%程度)を賦課しているところがあります。
※赤色で表記している数字が、今回改定する分です。

■ 問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線 424、425